

佐賀県人事委員会告示第 2 号

不利益処分についての不服申立てに関する手続規程（昭和38年佐賀県人事委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関する手続規程 （趣旨） 第 1 条 この規程は、不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第21条の規定により、職員の懲戒、その他その意に反する不利益な処分についての<u>不服申立て</u>の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （書類の様式） 第 2 条 前条の<u>不服申立て</u>の手続等に要する書類で次の各号に掲げるものの様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>不服申立書</u>（規則第 5 条） 別記様式第 1 号 (2) <u>不服申立書記載事項変更届</u>（規則第 5 条第 4 項） 別記様式第 2 号 (3)～(9) 略 (10) <u>不服申立手続承継届</u>（規則第10条の 3 第 2 項） 別記様式第10号 (11) <u>不服申立取下申出書</u>（規則第11条第 2 項） 別記様式第11号 (12) 略</p>	<p>不利益処分についての<u>審査請求</u>に関する手続規程 （趣旨） 第 1 条 この規程は、不利益処分についての<u>審査請求</u>に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第21条の規定により、職員の懲戒、その他その意に反する不利益な処分についての<u>審査請求</u>の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （書類の様式） 第 2 条 前条の<u>審査請求</u>の手続等に要する書類で次の各号に掲げるものの様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>審査請求書</u>（規則第 5 条） 別記様式第 1 号 (2) <u>審査請求書記載事項変更届</u>（規則第 5 条第 4 項） 別記様式第 2 号 (3)～(9) 略 (10) <u>審査請求手続承継届</u>（規則第10条の 3 第 2 項） 別記様式第10号 (11) <u>審査請求取下申出書</u>（規則第11条第 2 項） 別記様式第11号 (12) 略</p>

様式第1号中 「不服申立（審査請求  
異議申立）」書 を 「審査請求書」 に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「（異議申立）」  
を削り、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

様式第2号中 「不服申立（審査請求  
異議申立）」書 を 「審査請求書」 に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なった」を「行った」  
に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中、「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なった」を「行った」に、

「不服申立て（審査請求  
異議申立て）」を「審査請求」に改める。

様式第6号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第7号中 「不服申立て（審査請求  
異議申立て）」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「および」を「及び」に改める。

様式第10号中 「不服申立（審査請求  
異議申立）」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なった」を「行った」に、

「不服申立て（審査請求  
異議申立て）」を「審査請求」に改める。

様式第11号中 「不服申立て（審査請求  
異議申立て）」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なった」を「行った」に  
改める。

様式第12号中「（異議申立て）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分についての不服申立てについては、この告示による改正後の不利益処分についての審査請求に関する手続規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。